

ポーランドにおける「刑事司法と社会福祉の連携」

古川 隆 司

The coordination of criminal policy and social welfare in Poland

Takashi FURUKAWA

Abstract

Former communist bloc has tackled many reform of law system with the protection of human rights. Among the changing family relations, it is becoming the problems of domestic violence and child abuse. Here it can be cooperation that to coordination the judicial and social welfare, is the issue about the balance social control and respect for human rights. And it will bring the multi-perspectives for social care, I'm really interested in the policy against the elderly offenders.

In Poland, with the criminal code reform involvement of commitment of social work practice is increasing. As a result, gender and the relationship in individuals and each families has been actualized as a social matter. Such that troubles in the families has brings the coordination criminal policy and social welfare system.

I think that condition of Polish society has changed, it has become a situation where the balance of protection human rights and social control is asked.

Key terms : coordination of criminal policy and social welfare, protection human rights and social control, domestic violence, welfarization

はじめに

(1) 福祉化と権利コンフリクト

日本では、人口高齢化が社会的な援護を要する状況を増加させる中で、社会福祉の関わる社会的課題が増加した。たとえば、保健医療と社会福祉が一体化された制度整備が地方自治体や国の行政改革とともに促され、実践面でも多職種が協力し合う状態が生じた⁽¹⁾。また児童に対する虐待の増加を背景に2000年に児童虐待防止法が制定され、一般市民に対する通報義務と市町村や児童相談所による家庭への訪問・介入が進んでいく。また、高齢者に対する介護サービスを社会保険により提供する介護保険制度にあわせ改正された民法で成年後見制度が整備され、社会サービスと権利擁護を「車の両輪」ととらえ、民事を中心に社会福祉との協力が築かれていく⁽²⁾。これらの社会変動を藤村は「福祉化」ととらえ藤村(2006)、社会的な関与の増大する状況による意識や社会関係の変化をとらえようとする⁽³⁾。

刑事司法と社会福祉の関係においても、触法行為を為し刑事処分を受けた高齢者・障害者を円滑に社会復帰させるため事業が取り組まれている⁽⁴⁾。それ以前から、少年司法と児童福祉の協力関係があったが現在進む刑事司法と社会福祉の協力関係には、これと大きな違いがみられる。つまり社会的なケア対象としてとらえ直し、当事者の主体性にもとづく支援という社会的関心の強化が図られているのであり、より大きな文脈でいうなら権利擁護とともにケアの供給を再構成した社会制度化への動きである。これも、福祉化の一つととらえることができる。

他方、近年は刑事司法における被害者の権利保護とそのための働きかけも進んでいる。刑事司法手続への参加、処分の成り行きや処分後の状況への情報提供など犯罪被害者に対するケアが刑事司法制度にも位置付けられるようになり、また実務や研究でも修復的司法(restorative justice)に対する関心は高まっている。またこの動向は、加害者を「かれらもまた被害者である」ととらえ直すことにつながり、被害者へのアプローチとともに社会的なケアが刑事司法にも浸透する「福祉化」を生んでいることになる。

仮に、福祉化の進む刑事司法の動向を、多様性を相互に承認し社会的共生を目指すという大きな文脈でとらえられるとすれば、不安定化した現代社会において公共性を再構築する動きとみることができよう。だとしても、個人のアイデンティティに関する多方面での福祉化は、主体的な権利性を前提にしつつも保護・ケアの対象にするという、権利と社会的な権力との関係における葛藤と無縁ではない⁽⁵⁾。

いずれにせよ福祉化が進むなか権利に注目すると、被害者の権利回復と加害者の社会復帰において、刑事政策のなかで社会福祉の役割が拡大すると同時に、両者の権利に関わるものがコンフリクトへの直面ともなっている。ことに、社会福祉の実践者からみれば、個人への統制と自由の支援という課題はいかに調和可能なのか。

(2) 社会主義体制からの転換と権利コンフリクト

ここで、ポーランドをはじめ社会主義体制から自由主義経済へ移行した旧共産圏諸国の特徴を考えてみる。各国は経済体制だけでなく統治機構の民主化を進めてきた。今日、旧共産圏EUへも9か国が加盟、統一通貨ユーロを採用する国も4か国を数えるに至っている。山根は欧州復興開発銀行での経験から、旧共産圏が民主化を進めるなかの経済支援が人権を保障する法制度を整備することが経済支援の大きな柱であったと述べ（山根1997）、社会における自由・平等など古典的人権を尊重する政治体制への移行が促進された背景を指摘している。本論の趣旨に近づけるなら、社会的な統制が強かったと考えられる刑事司法では、手続的公正や人権を前提とした司法手続が確立され、かつ家族や個人の多様性をふまえた法システムへの転換は、この過程で進んだといえる。

さらにポーランドでは近年、家庭内暴力（DV）や非行問題などに対する刑法典の改正や特別法の整備がみられる。また特別法では、社会福祉と刑事司法との連携が始まっており、本論の注目する社会的な統制と人権尊重の調和を図ろうとする動きが見出せる。ポーランドに注目するのは、社会主義からの体制変化という極めて大きな社会変動を経ながら、いかに人権を尊重しながら社会的統制を図るか経験していると考えられるからである。これは欧米や日本同様の社会的課題に直面しつつも、異なる過程で向き合っているとみることができる。したがって、社会統制と人権尊重の最適な均衡関係を検討する上でも重要な示唆を得られるであろう。

また、ポーランドも日本と同じくソーシャルワークを英国に学んでいる⁽⁵⁾。その意味で、ブトゥリムの整理を用いれば、人権尊重と個人の社会性、そして変化の可能性というソーシャルワークの基本的価値（Btyrm, 1976）を共有している。したがって、社会福祉が直面する権利へのコンフリクト、刑事司法と社会福祉の最適な関係を構想するために、ポーランドの経験に学ぶ意義は大きいだろう。

以下、ポーランドにおける刑事司法の状況を概観し、更生保護および家庭内暴力対策にみる社会福祉との連携に注目しながら、加害者・被害者双方の人権尊重と社会統制の最適な均衡関係が模索されているかを考察する。また、高齢化社会にあるポーランドも、現時点では報じられていないが刑法犯や刑事施設被収容者の高齢化が予測される。本論は、今後高齢者犯罪における比較分析を試みるための予備的考察の位置づけである。

1. ポーランドの概況と犯罪動向

(1) ポーランドの概況

ポーランドは人口3848万、ヨーロッパの中央に位置する。第1次世界大戦後に独立を回復、もとは多民族国家であったが現在は90%以上がポーランド人、多くはローマカトリックを信仰する。

主な産業は農業と工業で、とくにEU加盟後は西欧諸国の企業から工場を誘致してきた。しかし2012年の世界金融危機の影響もあり一時景気が後退したものの、経済成長率は1%前後と比較的安定している。なお2014年のGDPは1兆6357億ズロチ（5177億米ドル）、一人当たり23,273米ドルである（日本は38,266米ドル）。

だが東西冷戦後の体制転換期は、名目上の完全雇用から旧共産圏でも高い失業率に見舞われ、所得手段でも勤労所得が減少した。すでに1980年代にヤルゼルスキ政権下において国家経済は対外債務も大きく、また国内民主派との融和策によって政府支出が危機的な状況にあった。このため冷戦後の社会変動は一層厳しいものであった。国民の所得の多くが失業手当や老齢年金など社会手当に依存する割合が増大した。小森田はこの時期「生活保障システムの有償化」が進み、強制加入の医療保険と薬剤の有償化・教育の有償化も進み、貨幣所得を得る機会やその水準が国民生活に直接影響を及したとする（小森田2003）。こののち、経済支援や欧州の経済圏拡大に伴って経済状況が好転したものの、90年代半ばには財政悪化に直面し、年金制度の改革をはじめ社会保障給付の大幅な削減に踏み切らざるを得なかった。

なお近年ポーランドも徐々に人口高齢化を経験しつつある。Fratczak（1993）は中央統計局のデータと独自に推計し、1985年に60歳以上人口が14%を超え漸増傾向にあることを示した(図1)。またWilkとPietrzak（2014）によれば、2010年以降ベビーブーマーが65歳以上になり、本格的な高齢化対策を迫られつつある。2012年現在の65歳以上の高齢化率では14.24%となっている。さ

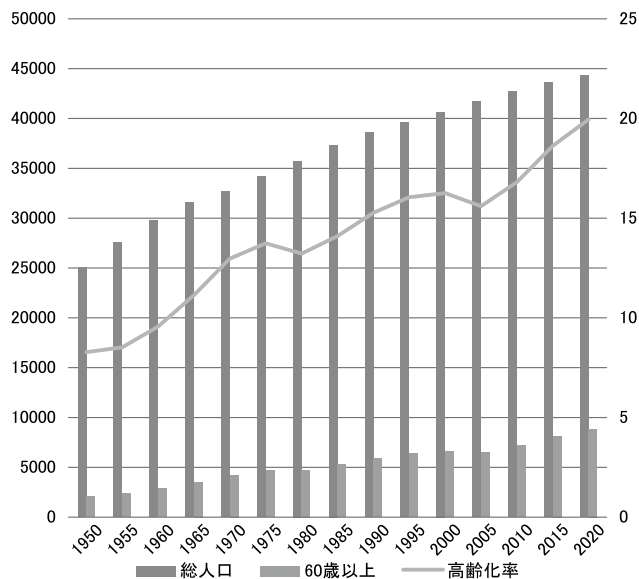


図1 ポーランドの高齢化
Fratczak（1993）より筆者作成

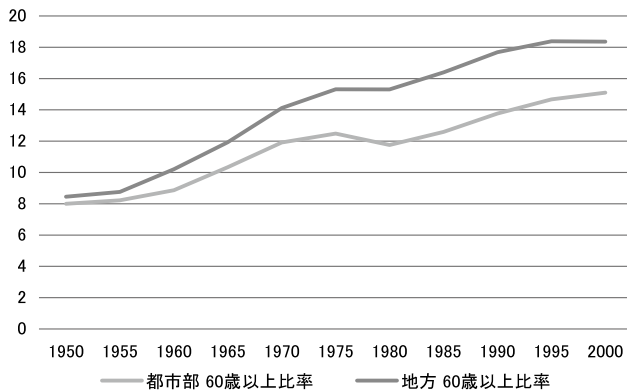


図2 都市と地方の高齢者の占める割合推移
Fratczak (1993) より筆者作成

らに、高齢化は、都市と地方での違いもあり、地方での高齢化の進行が著しい傾向がみとれ、都市化と地域格差を反映していると考えられる（図2）。

これに伴い、高齢者に対する犯罪も増加しつつある。マスコミ各社のウェブサイトから検索すると、現在は主に、窃盗や強盗といった財産犯・高齢女性に対する暴行など身体生命犯の被害が大体5日に1件程度で報じられている⁽⁶⁾。だが、日本や欧米先進国では、高齢化に伴い犯罪人口に占める高齢者が増加する傾向にあり、ポーランドではまだ社会的関心の高くない状況であると推測される。

(2) 刑事司法の整備

ポーランドの刑事司法は、1932年に制定された刑法典が最初である。その後第2次世界大戦によるナチスドイツの占領を経て、共産党政権下の1952年に憲法制定され、1932年法典は運用上の制約を受けた。改めて改正がなされ1969年に刑法典の改正をみた。

以後東西冷戦終結後、1989年憲法改正を踏まえ、1997年に刑法典の改正と刑事司法手続に関する法（刑事訴訟法）が制定された。1997年刑法典は15章、116条からなり、その特徴はいくつかの罪種で死刑が廃止されたこと、罪種に応じおおむね3類型で刑の減軽が図られ、軽微な犯罪については刑事処分を回避もしくは代替手段において社会復帰を促すところにある。

関連して、更生保護の制度に言及すると、2001年に成人の更生保護について保護観察官（probation officer）の位置づけを高め、刑事処分に代わる更生復帰を促すプログラムが強化されており、これは後述する。

なおRzeplinskaとWiktorska（2015）によれば、近年の警察による犯罪認知および捜査件数は11万件台で前後している（図3）。操作など認知件数は高いものの、実際に検挙・逮捕に至る割

表1 刑事法制に関する略年表

1918	独立回復
1932	刑法典（Makarewicz法典）制定
1952	憲法発布
1969	刑法典改正
1982	未成年飲酒取締法 制定 家庭裁判所・家事審判の創設 少年法 制定
1985	薬物乱用取締法 制定
1989	憲法改正
1997	刑法典改正（1997年刑法典） 刑事司法手続（刑事訴訟法） 制定
2000	刑事司法・司法手続支援法 制定
2001	裁判所指定保護観察官法 制定
2005	ドメスティックバイオレンス対策法 制定 特定犯罪による被害者補償法 制定
2010	ドメスティックバイオレンス対策法 改正
2013	刑法典改正（2013年刑法典）

Dr. Robert Winslow, Crime and Society (www-rohan.sdsu.edu/faculty/rwinslow/europe/poland.html) およびCzarnecka-Dzialuk, B., Klaus, W., et.al (2015) をもとに筆者作成

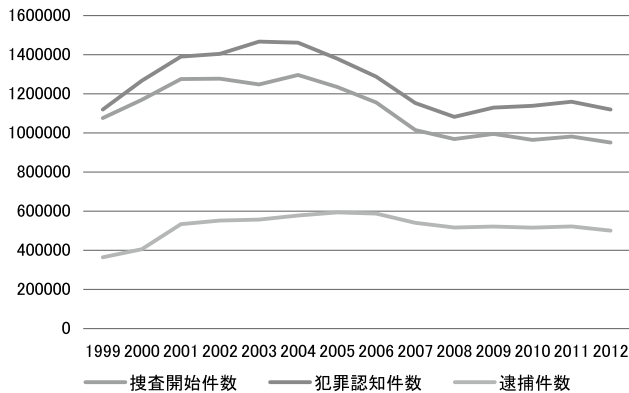


図3 近年の犯罪認知・捜査件数

Rzeplinska, と Wiktorska (2015) およびPolice Headquarters official websiteより筆者作成

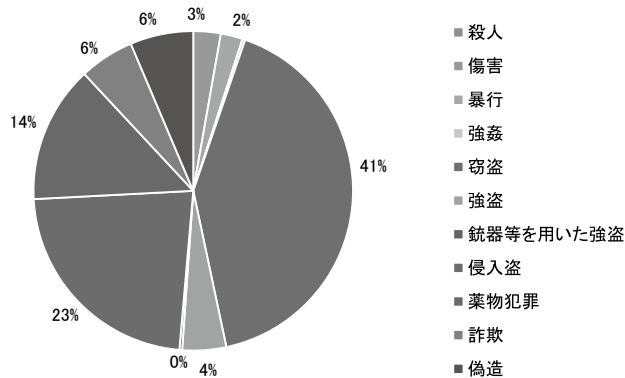


図4 主な罪名別割合

Police Headquarters official websiteより筆者作成

合は高くなく、単純に刑法犯認知件数は日本の大体2倍を推移していることになる。

2012年罪種別統計によれば、殺人が最も多く、次いで家屋への侵入罪、薬物乱用という順になっている。薬物は1980年代から蔓延しはじめ、1985年には薬物乱用取締法が制定されるも、その後も後をたたない。

2. 刑事司法と社会福祉の連携

(1) 刑事司法制度の沿革と福祉化の状況

刑事司法と社会福祉の連携をとらえる上で、刑事司法からみえる状況として、第1に少年犯罪や非行、第2に更生保護制度、第3に特別法における被害者への関心の高まり、が考えられる。ここでは、更生保護が少年犯罪や非行とともにその役割を拡大していること、およびDVなど特別法における被害者支援の進捗がいずれも、人権保護と社会統制が関連するテーマとなる。両者の葛藤状況に直面するこれらは、福祉化の現況を表徴していると考えられる。

(2) 少年犯罪・非行と更生保護の拡大

少年犯罪・非行は1982年に制定された少年法（Juvenile Act of 1982）にもとづいて17歳以下の少年を対象に適用される。関連して家族法109条では、監督に服さない少年への指導・ケアを保護者に義務付けている。これに先立って1978年に設置された家庭裁判所でも、日本の家庭裁判所と同様少年の事件を扱っており、また同裁判所の命令により保護観察が実施されることが定められている。

なお近年の少年犯罪についてみると、家宅侵入強盗が最も多く、次いで窃盗が多い（図5）。1990年は東西冷戦後間もない時期で犯罪件数全体も多かったが、2001年と少年犯罪の占める割合

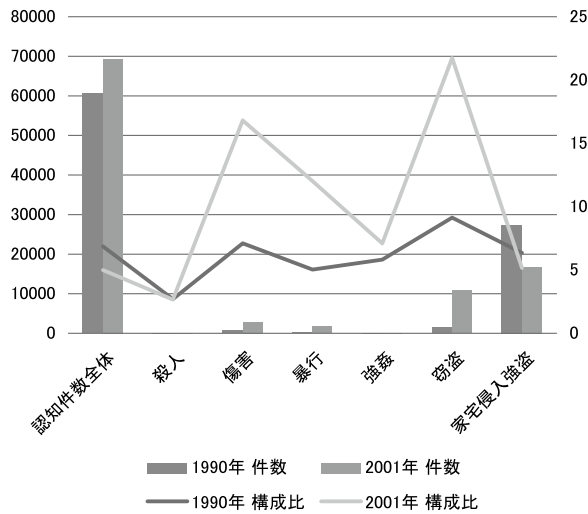


図5 少年犯罪件数と全体に占める割合（1990年・2001年）
Jaroslaw Utrat-Milecky（2005）より筆者作成

を比較すると、1990年が6.86%であったのに対し2001年4.9%と微減しているが、割合からみれば大きな変化はない。ただし日本よりも凶悪犯罪にあたる罪種が多いため、なお日本では2013（平成25）年現在17歳以下の一般刑法犯検挙人員の割合が18.2%を占めていることと単純に比較することはできないが、両国とも依然として少年犯罪が大きな課題となっていることに違いはない。

少年犯罪における立脚点として、成人と区別した刑事司法が意味する通り、少年の更生を重視しその健全な育成を目指すという少年司法のあり方は日本と同じである。だが、ポーランド警察では、凶悪な事件の被疑者となった少年については実名や顔写真をウェブサイトで公開するなど、日本で物議を醸すところと大きく違っているところは興味深い。

更生保護との関連を概観すると、第1次世界大戦後独立回復を果たした段階で、英国のケースワークが紹介されて少年犯罪に対する更生保護が民間の活動で始められた（Wilamowska 2015, Wojcik 2015）。初期の更生保護は、罪を為したことへの意識づけ、懲罰などの執行猶予、一定期間更生保護を受ける義務付け、保護観察官による指導に服すること、を主な特徴としていたとされる。共産党政権下、また東西冷戦後の社会変動を通して保護観察の対象は成人にも拡大されてきた。

1958年に成人を対象とした保護観察がおかれ、1961年の刑法改正で成人を対象に更生保護が実施されるようになった。また1965年には刑法改正によって保護観察を付した仮出所制度が設けられ、1978年に創設された家庭裁判所の命令による更生保護の実施など、徐々にその役割を増してきた。

近年では、1986年に検察による公判前執行猶予が創設、2001年には裁判所の指名する保護観察制度が創設された。Stasiakは、これ以後ポーランドの更生保護が社会的専門処遇モデルを確立させてきたとする（Stasiak 2010）。この中で、少年についてはソーシャルワーカーをはじめ保護観察官と専門職の連携による更生支援が行われることとなっている。ただし、実際の実施体制としては、中央政府から州・voivod・市町村レベルでの保護観察官に加え、市町村ではボランティアが数多く参加して運営されている⁽⁷⁾。

（3）女性が被害者となる犯罪対策

KlausとBuczowski, Wiktorskaは、女性が被害者となる家庭内暴力や性犯罪など犯罪対策に注目して被害者の保護に関する刑事司法の検討を試みている。この中で、EUの水準に近づけようという民間団体やソーシャルワーカーらの取り組みがなされながら、警察や裁判所・検察など刑事司法手続において被害者への十分な配慮や福祉的ケアが行えていないと指摘する（Klaus, Buczowski, Wiktorska 2015）。その要因として、レイプなど性犯罪による被害を受けた女性が被害の申し立て・届け出することをためらうこと、また、伝統的な女性観・ジェンダーにもとづく保守的な世論やマスメディア・議会での議論に影響された家庭内暴力被害者への認識があること、さらに被害者へのダメージに比べ加害者の刑罰が最高でも懲役5年とバランスが取れていないこと等をあげている⁽⁸⁾。

なお、ポーランドにおける被害者保護に関わる法制度は、おおまかには以下のものがある：

- ①1997年刑法典 および 刑事訴訟法
- ②2005年家庭内暴力対策法
- ③2005年特定犯罪による被害者補償法

ポーランドで罪被害者への対策が進められた背景には、1985年国連の犯罪等被害者に対する司法原理の宣言、2004年EUの犯罪・暴力被害者への支援原則が設けられたことがある。これらは国際的な水準へ高めるための努力ととらえられるとともに、司法制度だけでなく統治機構である立法機関や行政府が女性や犯罪被害者の人権を保障するべきとする人権尊重の基盤的価値があると考えられる。

3. 考 察

性犯罪に対する認知件数が他の生命犯に比べ低いことは、日本や諸外国も同様で、とくに女性の権利保障という点から議論が続いている。だが先のKlausらの論考にもある通り、女性や性別役割に対するポーランド社会の伝統的認識とこれに影響を及ぼす政治・社会・宗教グループの存在は、社会規範として女性の権利を主張すること自体にも関わってくる。また、犯罪被害者の保護や権利保障自体も、「被害者性」を強調するだけでは容易に受け入れられにくい状況を示唆する。

だがKlausらは家庭内暴力を考察する立脚点として、女性や児童に対する人権という立場をとっている(Klaus, Buczkowski, Wiktorska 2015)。ポーランドの刑事司法や警察行政において、国際的な水準に至るような被害者の保護やかれらへの配慮の実現を目指す方向性は、犯罪被害者をはじめ他のvulnerabilityを有する人びとの法的な保護として具体化が目指されているとよい。なお管見の限りでは、高齢者が被害に遭う犯罪がマスコミ各社や関係当局のウェブサイトでも数多くあることが確かめられた。この傾向は、被害を受けた女性などへ配慮をするという延長線上でとらえられる傾向とみることもできるが、同時に社会的ケアを確立する途上にあることも解釈できるだろう。

また、少年犯罪に目を向けると、保護観察が少年を対象とした事業として始まった経緯を含め、英国と同様かれらの更生を重視する方向であることが確かめられた。また、更生保護の対象が拡大してだけでなく、その範囲も公判前執行猶予や執行猶予付仮出所など刑事司法手続全般に広げられてきたことは、刑事処分以外の社会内処遇を拡充という意味だけでなく、社会福祉からみると加害行為を為した者に社会復帰する機会を増やしてきたという点で、ダイバージョンや社会内処遇が人権保護を基調に構想されてきたと考えられる。

しかし言い換えれば、被害者・加害者いずれへの対策の拡充も、地域社会での受け入れや関係調整を図るには刑事司法の仕組みで十分でない。自ずと、市町村レベルでかれらを支援するような取り組みに期待していることが予測される。また、DV被害者を中心とした被害者ケアも、刑事司法制度のなかに位置づけを得られておらず、かつ民間団体による取り組みにとどまっていることも、この見通しを裏付けると思われる。したがって、少年に対する更生保護や犯罪被害者についてソーシャルワーカーが関わっていくことは、刑事司法制度が更生保護を重視することに比例して増加する傾向にあるとみなすことができる。ここには、冒頭で検討した福祉化を観察できると考えられる。

またKlausは、先行研究のレビューを踏まえつつ貧困など社会的排除と犯罪の関連を検討し、社会保障の削減や雇用情勢の悪化との関連があることを明らかにしている(Klaus2015)。また、ステレオタイプ化される貧困やホームレスなどへの認識に留意しながら、様々な社会プログラムや公的な支援との関連の重要性を主張し、社会的支援を重層的に整備する方向性を示す。だが著者が具体的に示していないとしても、刑事司法の対象者を地域社会から支援する役割をソーシャルワークはじめ民間活動に期待していると解釈することは妥当であろう。

最後に、高齢者犯罪に関する示唆を検討する。高齢女性が被害に遭う事件の増加が関係機関やマスコミにより取り上げられている一方、管見の限り、高齢者による犯罪は今のところ大きな社会問題とはなっていない。だが、公表されている刑事司法統計では少年を除き年齢別のデータがないとしても、刑事施設への被收容率の高さ⁽⁹⁾や社会的な貧困などは人口の高齢化が進むポーランドにおいて遠からず高齢犯罪者への社会的関心が高まることが予測される。今後、刑事罰や

刑事施設の収容状況を通してポーランドの高齢者犯罪についてその実態を把握していくことが可能と考えられる。それとともに、福祉化が進む状況からみると、高齢者への社会的関心は社会保障などに限定されつつも家族扶養が支配的であるが故に、高齢者の生活問題が顕在化しにくい社会環境にあると考えられる。これは、性犯罪など主に女性の被害者支援をめぐる考察が参考になる。

小 括

ポーランドは、東西冷戦後の民主化とともに法制度において人権を重視する改革が進んできた。だが、歴史的過程の複雑さから家族や個人をめぐる社会規範が政治・宗教など諸団体によって支持されている構造が影響を及ぼしていることが見出せる。警察や刑事司法のような統治部門では、社会統制を重視する方向から個人の人権を尊重する方向に移行していく過程として試行錯誤が顕著にみられると考えることもできるだろう。本論の冒頭で福祉化という課題提起があったことを前提に筆を進めた。上記のようなポーランドの社会システムの変化に対するオルタナティブとして、福祉化が顕在化しつつある過程とみなすことができる。今後の社会変動を踏まえ

本論で扱わなかった刑事施設の状況や社会福祉の制度・実践活動は、改めて本論の議論を進めていく上で重要なファクターでありこれらを踏まえた検討は今後の課題としたい。

なお本研究にあたり、現在のポーランドの状況についてDr. Witold Claus (Institute for Legal Studies of the Polish Academy of Science)、Dr. Dorota Habrat (University of Rzeszow) から情報提供を頂いた。記して御礼申し上げます。なお本論はJSPS科学研究費基盤研究(B)(課題番号26310108、研究代表者：細井洋子)の研究成果の一部である。

註記

- 1) 1989年の高齢者保健福祉推進10か年戦略「ゴールドプラン」の策定、それを受けた福祉八法改正による権限移譲を指す。社会福祉行政では「基礎構造改革」と称している。
- 2) 新井(1994)ほかを参照。
- 3) 藤村はこれを前述の「福祉化」と区別し〈福祉化〉として扱っている(藤村2006)。ここで藤村は、見田の分析を踏まえてゼーション現象としての消費社会化と情報化に対して、一定の反省的距離からのオルタナティブとして、再帰的近代化の文脈から福祉化と環境共生化を位置付けている。本論に関連させれば、ポーランドが体制変化を経験して消費社会化と情報化を経験している過程ととらえれば、成熟社会に向かう社会変動として福祉化を経験していくという見通しが得られる。本論では個別性が強調される後者の〈福祉化〉に留意しつつも前者の「福祉化」を福祉化として用いる。
- 4) 厚生労働省HP「地域生活定着促進事業について」(www.mhlw.go.jp/topics/npo/03/10-02.html)を参照のこと。
- 5) この指摘は竹村(1990)を参照のこと。
- 6) TVPおよびRMF・警察省ウェブサイトを用いた。
- 7) 更生保護についてはCEPウェブサイトを用いた。
- 8) Klaus. W.によると、被害者保護に取り組む団体はごくわずかで、しかもDVの被害者を対称にしたNGOである。メールによるインタビューへの回答より。

- 9) ポーランドの刑事施設被収容率は、人口10万人に対して222 (EU2013) で、日本は2013 (平成25) 年現在49.97であるのに対し際立って高い。旧共産圏諸国は同様の被収容率の高さがみられ、刑事施設については社会統制の傾向が強く、被収容者に対する人権への配慮が弱いのかもしれない。今後ロシアについては調査研究を現地研究者と実施する予定である。

参考文献・資料・ウェブサイト

- ・新井誠 (1994) 『高齢社会の成年後見法』有斐閣
- ・伊東孝之 (1987) 『世界現代史27 ポーランド現代史』山川出版社
- ・小森田秋生 (2003) 「ポーランドの社会保障」海外社会保障研究 Autumn, No.144, 国立人口問題・社会保障研究所, 14-28頁
- ・竹村典良 (1990) 『犯罪と刑罰のエピステモロジー』信山社
- ・藤村正之 (2006) 「福祉化と社会変動」, 藤村正之の編 (2006) 『講座社会変動第9巻福祉化と成熟社会』ミネルヴァ書房, 1-36頁
- ・山根裕子 (1997) 『経済交渉と人権』中央公論新社 [中公新書版]
- ・外務省ウェブサイト「ポーランド基礎データ」(www.mofa.go.jp 2015年10月31日閲覧)
- ・Anna Grzanka-Tykwinska, Alicja Rzepka, Małgorzata Chudzinska, Bogusław Sygit, Krzysztof Kusza, Kornelia Kędziora Kornatowska (2012) PROBLEMATYKA PRZEMOCY WOBEC OSÓB STARSZYCH (THE ISSUES OF THE VIOLENCE TOWARDS ELDERLY PEOPLE), Nowiny Lekarskie 2012, No.81-1, pp.44-48 (www.nowinylekarskie.ump.edu.pl/.../1/44_1_81_2012.pdf, 2015年11月取得)
- ・Btyrm,Zofia T. (1976) The Nature of Social Work, The Macmillan Press LTD
- ・Barbara Wilamowska (2015) Chapter 25 Poland, in Prbation in Europe Update (Confederation of European Probation website (www.cepprobation.org/?page_id=2118, 2015年11月取得))
- ・Emilia Jaroszewska (2014) Starość i agresja — osoby starsze jako ofiary oraz sprawcy przemocy (http://rszarf.ips.uw.edu.pl/problemyps/pps17/PPS17-Jaroszewska.pdf, 2015年11月取得)
- ・Ewa Fraczak (1993) Population of Aging in Poland – Selected Aspects-, Union Print Co. (Malta)
- ・Gerhard O.W. Mueller (1973) The Penal Code of the Polish Peoples Republic (American Series of Foreign Penal Codes), Fred B Rothman & Co, Littleton, CO
- ・Irena Rzeplinska, Paulina Wiktorska (2015) Controlling Criminality, in Buczkowski, K., Czarnecka-Dzialuk, B., Klaus, W., et.al (2015) Criminality and Criminal Justice in Contemporary Poland, Ashgate (UK), pp.105-117.
- ・Justyna Wilk, Michał Bernard Pietrzak (2014) An Analysis of the population aging phenomena in Poland from a spatial perspective, STATISTICS IN TRANSITION Winter 2014 Vol.15 No.1, pp.153-170
- ・Jaroslaw Utrat-Milecky (2005) The Polish Approach to Juvenile Delinquency - Context and Tendencies-, Polizei und Sozialarbeit XI “Wie geht Europa mit Jugendkriminalität um?” Tagung vom 16. bis 18. Februar 2004 in Springe (Hannover, www.dvjj.de/sites/default/files/medien/imce/documente/veranstaltungen/dokumentationen/polizei2/milecki.pdf, 2015年11月取得)
- ・Witold Klaus (2015) The Relationship between Poverty, Social Exclusion and Criminality, in Buczkowski, K., Czarnecka-Dzialuk, B., Klaus, W., et.al (2015) Criminality and Criminal Justice in Contemporary Poland, Ashgate (UK), pp.51-71.
- ・Witold Klaus, Konrad Buczkowski, Paulina Wiktorska (2015) Empowering the Victims of Crime: A Real Goal of the Criminal Justice System or No More Than a Pipe Dream? , in Gorazd Mesko, Justice Tankebe Edis. (2015) Trust and Legitimacy in Criminal Justice, Springer, pp.65-91. (Switzerland)
- ・Malcolm Hill eds. (1991) Social work and the European Community, Jessica Kingsley Publishers (London, UK)
- ・Strona glownaObecnie (http://swaid.stat.gov.pl)